



個室ユニット 推進協ニュース3月号

1面	赤枝会長「会員倍増で基本報酬アップを」 介護保険部会 第8期基本指針計画 国政ニュース、こちら傍聴席 新型コロナウイルス緊急連絡先
2面	介護保険事業(支援)計画 介護保険委員長のよもやま話 【支部便り】新潟支部、沖縄支部
3面	【緊急特集】 新型コロナウイルス感染症について
4面	介護ニュース・ダイジェスト ズバリ回答!人事・労務のお悩み 入会施設のご案内、会員施設数

【発行】一般社団法人全国個室ユニット型施設推進協議会 〒226-0015 神奈川県横浜市緑区三保町 171-1 TEL: 045-921-0462 / FAX: 045-921-0472

赤枝会長「会員倍増で基本報酬アップを」

四国で意見交換会 特養関係者約10人参加

木村義雄氏 外国人材をテーマに講演

2月8日、全国個室ユニット型施設推進協議会(推進協、赤枝雄一会長)は高知市の特別養護老人ホーム森の里で、講師の木村義雄前参議院議員を交え、外国人材確保などについて地元及び近隣の特養施設関係者約10人と意見交換した。推進協が掲げる「3か年会員施設増計画」の1次の改定に焦点を合わせて活動したい」と述べ、倍増計画への理解と協力を呼び掛けた。推進協は同様の意見交換会を全国で展開する方針。



高知市で開かれた意見交換会で協力を呼び掛ける赤枝会長(中央)

2月8日、推進協は森の里高知で木村義雄氏を講師に招き「外国人材確保に関する意見交換会」を開催した。木村氏の発言要旨は別項参照

意見交換会には、赤枝会長、木村氏のほか、内田泰史高知支部長(社会福祉法人ふるさと会理事長)、猿田隆夫・医療法人猿田会理事長、川村美美・森の里施設長や近隣施設の



内田支部長

特養職員ら約10人が出席した。赤枝会長は「ユニット型施設の経営安定には基本報酬のアップが必須だ。これまでもユニット型個室の経営の窮状について国に訴えてきた」と述べた。

また、今後について「ユニット型と連携しながら、国に現状とユニット型個室の素晴らしさを訴え、次期改定に焦点を合わせ、活動していきたい。皆様の支援をよろしくお願ひします」と会の活動への理解と協力を呼び掛けた。

実現するには会員拡大が必要だとの認識から「特に会員数の少ない地域には、自ら訪問して、会員拡大に力を入れていきたい」と意気込みを語った。

開催に当たり内田泰史高知支部長に会場提供や開催周知など協力していただいた(事務局から)

木村氏の講演要旨



講師の木村義雄氏

○伸び悩む特定技能を増やすには介護人材確保を目的とした在留資格「特定技能1号」が昨年4月からスタートした。特定技能資格取得者は即戦力として見込めるだけでなく、通算で上限5年まで在留でき、すぐに人員配置にカウントできる。などメリットが多い。だが、介護分野はわずか19人(令和元年12月時点)と伸び悩んでいる。

インドネシアでは国立の看護学校を卒業した者は看護の仕事に従事できるが、私立では半数程度だ。看護師試験に合格して卒業したら、日本の特定技能の介護職として採用することを検討してはどうか。海外の看護師を介護職として採用する、国内の准看護師を介護職に採用するなどの制度を確立していく必要があるのではないかと述べた。

また、最低賃金が安い地方は特定技能資格取得者の採用が不利になる。最低賃金の地域差が1時間当たり200円だとすると、年間40万円くらいの収入差が出てくる。地方交付税で再分配するなど差額を埋めるなどの対策が必要ではないかと述べた。

出席者からは「今後の海外人材の登用制度はどうなるか」「介護だけでなく医療機関も人材不足で困っている。何か対応があるか」などの質問が寄せられた。

また、最低賃金が安い地方は特定技能資格取得者の採用が不利になる。最低賃金の地域差が1時間当たり200円だとすると、年間40万円くらいの収入差が出てくる。地方交付税で再分配するなど差額を埋めるなどの対策が必要ではないかと述べた。

出席者からは「今後の海外人材の登用制度はどうなるか」「介護だけでなく医療機関も人材不足で困っている。何か対応があるか」などの質問が寄せられた。

2025、2040年を見据えて作成 介護保険部会 第8期基本指針を了承



第90回介護保険部会(東京・飯田橋)

第90回介護保険部会は厚労省が提示した「第8期介護保険事業計画(21~23年度)の基本指針(案)」を了承した。厚労省は都道府県や市町村に指針(ガイドライン)に沿った計画の作成を要請する。

指針は介護保険部会が昨年12月にまとめた「介護保険制度の見直しに関する意見」がベース。ポイント

- ①2025年、2040年度を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
- ②地域共生社会の実現
- ③介護予防・健康づくり施策の充実・推進
- ④有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
- ⑤認知症施策推進大綱などを踏まえた認知症施策の推進
- ⑥地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化の6項目。

厚労省は「介護離職ゼロに向けたサービス基盤整備(約50万人分)は医療計画や地域医療構想との整合性を踏まえる」「広域型施設はニーズを踏まえ、広域的な整備を進める」と答えた。

「地域医療介護確保基金の拡充メニュー案(20年度予算案に計上)の活用を考える」などと補足説明した。

また質疑の中で高齢者支援課長は特養の整備について「ユニット型と多床室のバランスが大事だが、厚労省としてはユニット型を推奨している」と答えた。

国政ニュース

○インフル特措法を改正へ(3月4日)「緊急事態宣言」可能に安倍首相と野党代表は今国会で新型インフルエンザ等対策特別措置法を一部改正する方向で合意した。新型コロナウイルス感染症を適用できるようにする。首相が「緊急事態宣言」すると、知事は学校や施設の使用制限、医薬品や生活物資の強制収用などができるようになる。最長2年の時限措置。

◎20年度予算案 年度内成立へ(2月28日)介護は5.4%増

2020年度政府予算案が衆議院を通過し、参議院送付後30日で自然成立する憲法の規定により、19年度内の成立が確定した。一般会計総額は過去最大の102兆6580億円。社会保障関係費32兆6323億円(前年度比3.3%増)。うち介護関連は3兆3601億円(5.4%増)。

ウの目タカの日

こちら傍聴席

◎マスク確保に「伝家の宝刀」
○:「ないねえ、マスク」。3月1日、政治部デスクが愚痴った直後、首相官邸詰めの記者から「安倍首相がマスクを国が買い取り、北海道に送ると発言しました」との情報を入ってきた。

○:新型コロナウィルス感染症対策本部での発言。国民生活安定緊急措置法に基づき、4日までにマスク製造会社に国への売り渡しなどを指示した。同法は第1次オイルショックの反省から制定された。

○:日本介護クラフトユニオンの緊急調査(中間報告)によると、マスクの確保状況について介護事業所全体の47.6%が「揃っているが、余裕がない」、30.4%が「揃っていない」とそれぞれ回答した。「伝家の宝刀」の効果は?。(檜)

新型コロナウイルス緊急連絡先

厚労省の電話相談窓口 **0120(56)5653**
(フリーダイヤル)

受付時間 9時~21時(土日・祝日も実施)

※新型コロナウイルス感染症に関する一般的な電話相談は都道府県などが設置している電話相談窓口へ。

《緊急特集 3面に掲載》

「お詫ひ」
マスク品切れ中です。
ご迷惑お掛け致します。
Sorry, face masks are out of stock.

指針に沿ったユニット型特養の整備 支援計画でユニットケアを位置付け

連載の最終回です。国が介護サービスの確保に関して定める基本的な指針(以下「指針」という)に基づき、都道府県がどのように介護保険事業計画に具体化していくのか、ユニットケアに焦点を当てて説明していきます。

国が定めた指針に基づき、都道府県は事業者の事業計画や施設を認可することで具体化していきます。その中で都道府県がユニットケアに関して記述する項目は、別表にある通り、基本的記載事項(生活環境の改善規定、目標整備率)と任意記載事項(ユニット型施設に関する各年度の整備計画と整備推進方策)となっています。

○整備目標率70%以上は8県のみ
指針では2025年度のユニット型特養(地域密着型含む)の整備目標は「入所定員の70%以上とする

(別表) ユニット型施設に関する記述項目

A 基本的記載事項	
①施設における生活環境の改善規定 (「ユニット型施設の整備を促進する」とする記述)	42か所(89.3%)
②2025(令和7)年度目標整備率	10か所(21.3%)
B 任意記載事項	
①ユニット型施設の各年度の整備計画	3か所(6.4%)
②ユニット型施設の整備推進方策	0か所(0%)

(参考1) ユニット型特養の整備実績…24か所(51.1%)
(参考2) ユニットケア研修の推進…17か所(36.2%)

ることを目標として定めるよう努めるものとする」となっています。しかし、目標整備率を定めているのは10県に留まり、うち70%以上としているのは8件だけ。

努力目標で目標整備率の記載義務もないこともありますが、残念ながら現状では国のユニット型施設整備推進方針が定着しているとは言えません。

○ユニットケア研修の記述は17県のみ
整備計画と整備推進方策は、いずれも任意記載事項であることもあり、ほとんど記載が見当たりません。また、ユニットケア研修に関する記述は17県のみ。質の向上が求められるユニットリーダー研修の重要性が理解されていないようにも感じられます。また、別表無しの項目について全く記述がない県が4県あります。第8期計画ではしっかりと位置付けていた

○自治体への働きかけを強化
指針はあるものの、実際は地域の

実情に応じて計画され、整備が進められます。そのため自治体間の格差が広がり、事業者にはそれに適応していくことが求められます。要となる都道府県に対し、どのように働きかけていくか。推進協の各支部と都道府県が定期的に意見交換する機会を持つなど、支部単位での活動がユニット型施設の行方を決めると言っても過言ではありません。今後は、介護報酬の決定をする国への活動とともに、具体的な計画を立案し、実施する自治体への働きかけを強化するため、支部充実に注力していきたいと思

第10回

介護保険委員長の よもやま話

生産性向上と個性

○全世代型社会保障

更に厳しさが増す施設を取り巻く雇用環境。2月19日、「介護サービス」の生産性向上について」をテーマに第6回全世代型社会保障検討会議が開催されました。

資料に目を通すと、センサーやAI、ICT機器などを活用して業務の効率化を図る事例が紹介されていました。加えて、事例に取り組んだ施設の人員配置の状況も記載されていました。このテーマは、引き続き議論され、介護報酬改定をめぐる議論においても検討されることになりそうです。

○人員配置の見直しは必要か?

しかし、センサーやICT機器などを導入したからと言って、人員配置の基準まで見直すことが必要でしょうか? いささか疑問です。負担軽減にはなるでしょうが、直ちに人員配置を見直せるほど、業務の効率化が進み、生産性が向上する状況にはならない気がします。今後、出てくるであろう実践事例のエビデンスなどに注視していく必要があります。

○生産性と個性どう整う?

効率性や生産性の向上を高めることは必要ですが、個性性に配慮することを目指してきたユニットケアとどのように整合を保つのか、しっかりと考えていかなければいけません。

入居者はますます重度化し、認知症の方は増加しています。見守りはICT中心で大丈夫でしょうか? セーフティネットの役割をはたしている特養の現場を理解していただいた上での議論を期待したいものです。



介護保険委員長
藤村二朗



支部便り

沖縄支部 木村義雄氏講演会



講師の木村氏

2月15日、沖縄支部長(憲章会・石島衛理事長)の施設「東雲の丘アクロポリスホール(南城市)」で、

自民党前参議院議員の木村義雄氏を講師に招き研修会を開催した。講演テーマは「外国人介護人材受け入れと今後の展望」。参加者は約40名。参加者からは「新規に外国人を受け入れたいが、どの制度を選べば良いか」「定着するための工夫はあるか」といった質問があがった。木村氏は「インタラシップで1年間受け入れ、その後、長期で働いてもらうと良い」「法人で

ユニットリーダー研修事業のご案内

一般社団法人全国個室ユニット型施設推進協議会

実施主体の都道府県及び指定都市から受託して実施しています。
※一部、未契約の自治体の方はお申込みいただけません。

- ◇ユニットケア施設管理者研修 36,000円
eラーニング+座学2日
- ◇ユニットリーダー研修 80,000円
座学2日+実地研修3日+プレゼン1日



※全国主要都市で毎年開催中。

実地研修施設も全国に32か所を指定。(令和2年3月現在)

宮城県(吉ノ町)、埼玉県(こうのすたんぼ翔裕園)、茨城県(山水苑、しらとり、セシボンかしま)、栃木県(ころぼっくる)、千葉県(明尽苑、いちかわ翔裕園)、神奈川県(しょうじゅの里三保、ニューバード)、岐阜県(燦燦、岐南仙寿うれし野)、静岡県(梅香の里、みくらの里、竜爪園、第二長上苑)、愛知県(あさひが丘、せんねん村矢曾、瑞光の里緑が丘)、三重県(津の街)、大阪府(ゆうり、夢心)、福岡県(天空の杜、梅光園、陽だまり)、佐賀県(玄海園、シルバーケア吉野ケ里)、長崎県(のぞみの杜、プレジールの丘)、大分県(いずみの園ヨハネ館)、宮崎県(望洋の郷)、沖縄県(東雲の丘)

当初は6月に研修開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、未定といたしました。
今後の予定については、改めてご案内いたします。

2020年度第1期リーダー研修 研修日程について

募集期間	4月上旬頃
決定通知	未定
座学研修	未定
実地研修及びプレゼンテーション	未定

【お問い合わせ先】

一般社団法人 全国個室ユニット型施設推進協議会(推進協)
TEL:045-921-0462 MAIL:info@suishinkyo.net

※推進協はユニット型施設の推進を目的とする全国唯一の事業者団体です。

の業務を任せられるか取り決め、外国人に対し仕事の内容をしっかりと説明できるようにすることが大事だ」と回答した。

新潟支部 研修会

2月19、20日の2日間、新潟支部(田中政春支部長)は長岡市社会福祉センタートモシアと新潟市東区プラザで、杉田美智代氏(岐南仙寿うれし野・介護課長)を講師に招き研修会を開催した。講演テーマは「チームマネジメントについて」。



田中支部長



杉田講師

研修会の理念に沿ったケアとは、両日合わせて、33施設から約60名が参加した。

研修会中止・延期のお知らせ

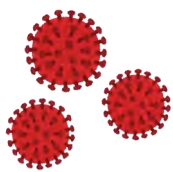
杉田氏は「失敗を成功のもとにしてスタッフと共に成長できる人が優れたリーダーだ」と語った。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、以下の研修会は中止または延期となりました。
神奈川支部(広嶋稔之支部長) 2月21日(金)「認知症行動療法のすすめ」研修会 《延期》
佐賀支部(藤崎和子支部長) 2月28日(金)「業務の改善、入居者視点のケアを意識する」P D C A サイクルの視点で考える」研修会 《延期》

岐阜支部(近石千恵美支部長) 3月9日(月)「海外介護人材受け入れと今後の展望」研修会 《延期》

静岡支部(阿井孝訓支部長) 3月19日(木)「認知症介護におけるチームケアの必要性」研修会 《中止》

現場から理念を実現する」研修会 《中止》



【緊急特集】新型コロナウイルス感染症

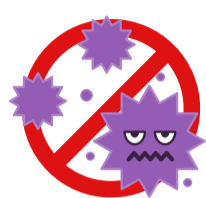
新型コロナウイルス感染症が全国に蔓延しつつあり、介護施設は一層の警戒強化が必要です。厚労省発表資料から関連の強いものを抜粋しました。参考にしてください。(事務局)

感染対策の基礎知識

※「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」から抜粋

病原体(感染源)の排除

感染症の原因となる微生物(細菌、ウイルス等)を含んでいるものを病原体(感染源)といい、次のものは病原体(感染源)となる可能性がある。



- ① 嘔吐物、排泄物(便・尿等)、創傷皮膚、粘膜等
- ② 血液、体液、分泌物(喀痰・膿等)
- ③ 使用した器具・器材(注射針・ガーゼ等)
- ④ 上記に触れた手指。

①、②、③は、素手で触らず、必ず手袋を着用して取り扱う。また、手袋を脱いだ後は、手指消毒が必要。

感染経路の遮断

感染経路には、接触感染、飛沫感染、空気感染、および血液媒介感染等がある(図参照)

高齢者介護施設において感染経路を遮断するには、「病原体を持ち込まないこと」「病原体を持ち出さないこと」「病原体を体から拡げないこと」への配慮が必要。その基本となる策には、標準予防策(スタンダード・プリコーション)と感染経路別予防策がある。

職員は入所者と日常的に長時間接触するため特に注意が必要。標準予防策(スタンダード・プリコーション)として、手洗いのほか、血液、体液、分泌物、嘔吐物、排泄物を扱うときは、手袋を着用するとともに、これらが飛び散る可能性がある場合に備えて、マスクやエプ



ロン・ガウンの着用についても検討し実践することが必要。

さらに、日常から健康管理を心がけるとともに、感染症に罹患した場合には休むことができる職場環境づくりも必要。

高齢者介護施設において流行を起しやすいため、施設内から発生することは非常にまれであり、主に施設外で感染して施設内に持ち込まれている。

職員だけでなく、新規入所者等(高齢者介護施設に併設の短期入所サービス、通所サービス利用者も含む)、面会者、ボランティア、実習生等も、感染症の病原体を施設の外部から持ち込まないように留意することが重要。ただし、入所予定者に対して、結核の既往や薬剤耐性菌の保菌等を理由に入所を断つてはならない。

新型コロナウイルスの検査

3月6日、新型コロナウイルスの遺伝子を増やして調べる「PCR検査」が保険適用となった。これまでは保健所が認めた場合のみ検査対象だったが、帰国者・接触者相談センターに相談し、センターから紹介された帰国者・接触者外来で医師が感染を疑い、必要と判断した場合には保健所を通さなくても検査できる。検査費用は当面、都道府県が認めた医療機関で実施し、患者の自己負担分を都道府県が負担するため、患者の自己負担はない。【感染症が疑われる症状】①風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く②強いだるさや息苦しさがある。

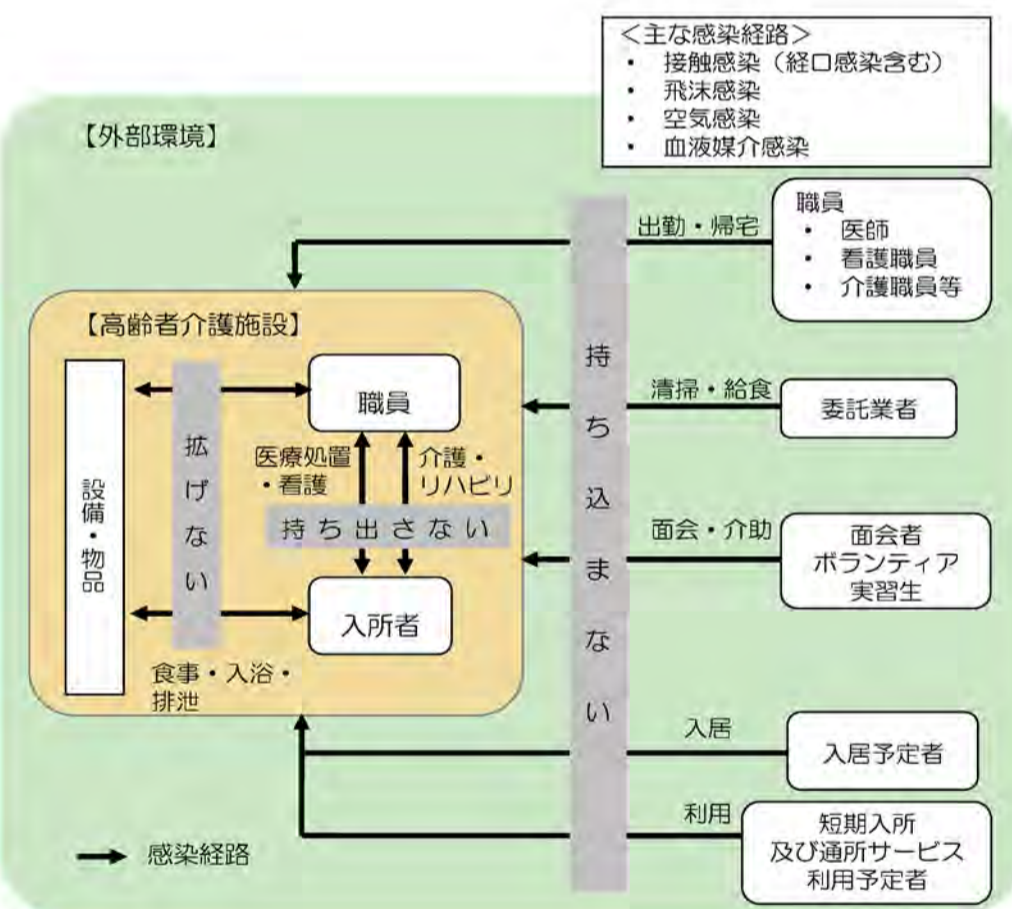
政府の主な対策(3月5日現在)

政府はさまざまな対策を打ち出している。介護事業所に関する政府の主な対応(通知など)は以下の通り(詳細は厚労省HPで)

- 現在の状況と厚労省の対応(感染の状況、政府の方針など) 随時更新
- 新型コロナウイルスに関するQ

高齢者介護施設における感染対策

厚労省資料より



& A(発生状況や対策など全般)

- 随時更新
- 社会福祉施設等における対応(2月27日、施設での留意事項)
- 新型コロナウイルス対策の基本方針(2月25日、相談、検査、医療提供など)
- 高齢者介護施設における感染症対策マニュアル(改訂版、衛生管理などサービス提供上の注意点)
- 介護事業所の人員基準等の臨時的な取扱い(2月24日、自治体の要請で休業して他の事業所などでサービスを提供した場合でも算定可能)
- 要介護認定の臨時的な取扱い(入所者と面会できない場合、12カ月まで有効期間の延長が可能)
- 介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱い(2月17日、一時的に基準を満たせなくなった場合、柔軟な取扱いが可能)

職員を休ませる場合の措置

厚労省のホームページ「新型コロナウイルスに関するQ&A(企業の方角)」令和2年3月6日時点版」の要約を掲載します。

〈休業させる場合の留意点〉

問1 新型コロナウイルスに関連して労働者を休業させる場合、気をつけることは？
欠勤中の賃金の取り扱いについては、労使で十分に話し合っていたら、労使が協力して、労働者が安心して休暇を取得できる体制を整えるようお願いします。
賃金の支払いなどについては、個別事案ごとに諸事情を総合的に勘案するべきです

が、労働基準法第26条では、使用者の責に帰すべき事由による休業の場合には、使用者は、休業期間中の休業手当(平均賃金の100分の60以上)を支払わなければならないとされています。
ただし、不可抗力による休業の場合は、使用者の責に帰すべき事由に当たらず、必要な取扱いが可能です。

〈感染した方を休業させる場合〉

問2 労働者が新型コロナウイルスに感染したため休業させる場合、休業手当の支払いは必要？
新型コロナウイルスに感染し、都道府県知事が行う就業制限により労働者が休業する場合、一般的には「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当しないと考えられるため、休業手当の支払いは必要ありません。

被用者保険に加入されている方は、要件を満たせば、各保険者から傷病手当金を受給できます。
《療養による傷病手当金》労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、直近12カ月の平均の標準報酬日額の3分の2が補償されます。具体的な申請手続き等の詳細については、加入する保険者に確認してください。

〈感染が疑われる方を休業させる場合〉

問3 新型コロナウイルスの感染が疑われる方について、休業手当の支払いは必要？
感染が疑われる方への対応は「新型コロナウイルスに関するQ&A(一般の方角)」問26「熱や咳があります。どうしたらよいでしょうか?」で確認してください。

「帰国者・接触者相談センター」に相談し、職務の継続が可能であると判断された方を使用者の自主的判斷で休業させる場合は、一般的に「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当するので休業手当を支払う必要があります。



介護ニュース・ダイジェスト

2月1日～2月29日

介護に関する政府機関や民間団体の動向を掲載しています。詳細は厚生労働省HPなどをご覧ください。推進協HPのWeekly参照。赤字は重要ニュースです。

■新型コロナナ 指定感染症に(2月1日)施行前倒し

政府は新型コロナウイルス感染症を「指定感染症」に指定した。施行を1週間前倒し。世界保健機関(WHO)は「緊急事態」を宣言(1月30日)。

■処遇改善は統一計画書で(2月3日) 提出期限4月15日

厚労省は2020年度の「介護職員処遇改善加算」と「介護職員等特定処遇改善加算」(特定処遇改善加算)の統一様式による計画書の提出期限を4月15日とした。介護文書負担軽減策の一環。

■推進協 会員拡大を確認(2月4日) 執行委員会

推進協の第8回執行委員会は会員拡大に本格的に取り組むことを確認。安江副会長や田伏副会長が取り組み状況を報告した。神奈川県職員対象の「ユニットケア推進啓発研修会」を計画中。

■推進協 新たに3施設が合格(2月5日) リーダー研修施設

ユニットケア推進事業合同会議はユニットリーダー研修の実地研修施設として「瑞光の里緑が丘」(愛知県、「陽だまり」(福岡県)、「シルバークエア吉野ヶ里」(佐賀県)の3施設、更新申請した「いちかわ翔裕園」(千葉県)をそれぞれ合格とした。

■20年度診療報酬改定を答申(2月7日) 中医協

中央社会保険医療協議会は加藤厚労相に2020年度の診療報酬改定を答申した。柱は勤務医の負担軽減(働き方改革)。「乳がん予防切除」「ギャンブル依存症治療」などを保険適用とする一方、「妊婦加算」は廃止。初再診料は据え置き。

■新型コロナナ 「Q&A」(2月12日) (注) 適時更新中

厚労省はホームページに「新型コロナナウイルスに関するQ&A」(発生状況や行政の対策)の掲載を始めた。発生状況や対策などを適時更新する。

■新型コロナナ 報酬など柔軟対応(2月17日) 介護保険運用

厚労省は新型コロナウイルス感染症の対応によって社会福祉施設等が一次的に人員基準を満たせなくなった場合、介護報酬、人員・設備及び運営基準などを柔軟に運用するよう関係自治体に要請した。

■新型コロナナ 施設の発生対応(2月18日) 利用停止や休業も

厚労省は都道府県などに社会福祉施設等で新型コロナウイルス感染症の対応が発生した場合、施設などへの情報提供や利用停止、臨時休業などを実施するよう要請した。

■新型コロナナ 感染の目安(2月18日) 37.5度以上、4日以上

厚生科学審議会感染症部会は帰国者・接触者相談センターに相談する目安として①「風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く」または「強いだるさや息苦しさがある」②高齢者、糖尿病や心不全、呼吸器疾患などの基礎疾患がある、透析を受けている、免疫抑制剤や抗がん剤などを服用し、重症化しやすい人で①の症状が2日程度続く場合などとした。

■第8期の基本指針を了承(2月21日) 介護保険部会

第90回介護保険部会は第8期介護保険事業計画(2021～23年度)の基本指針を了承した。①2025年、40年を見据えたサービス基盤と人的基盤を整備②地域共生社会の実現③介護予防・健康づくり施策の充実・推進(地域支援事業等の効果的な実施)④有料老人ホームとサ高住に関わる都道府県・市町村間の情報連携の強化⑤認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の

推進⑥地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組み強化。

■新型コロナナ 対策の基本方針(2月25日) 政府発表

政府の新型コロナウイルス感染症対策本部は「感染拡大防止」や「重度化防止(医療体制整備)」を柱とする基本方針を公表した。不要不急な外出や大規模イベントの自粛などによって患者集団(クラスター)の続発を防いで感染者増加のスピードを抑制する一方、感染者が増え続ける地域では重症者の治療を重点に充てた医療体制を整備する。

■改正女性活躍法で協力要請(2月25日) 介護事業所に厚労省

改正女性活躍推進法及び関係省令などが順次施行されるのに伴い、厚労省は介護団体などに行動計画の策定やハラスメント対策の強化などへの協力を要請した。

■新型コロナナ 臨時休校を要請(2月27日) 安倍首相が緊急要請

安倍首相は感染拡大を防ぐため地方自治体に対して3月4日から小中高(特別学級など含む)を臨時休校とするよう緊急要請した。期間は2週間程度、休校の受け皿として学童保育などを挙げた。野党は「北海道の休校要請に刺激されたもので法的な根拠のない要請だ」と一斉に批判。

■新型コロナナ 保護者を助成(2月28日) 安倍首相が緊急会見

安倍首相は緊急記者会見し、全国の小中高を休校するため児童生徒の保護者が仕事を休職した場合、所得の減少分を公的に助成する考えを表明した。また求職者が出たため業績が悪化した企業に対して「雇用調整助成金制度」に特例を設けて支援する考えも示した。今年度予算の予備費(約2700億円)を活用。

■新型コロナナ 検査に保険適用(2月28日) 3月6日から適用

厚労省は新型コロナウイルスのPCR検査費に公的医療保険を適用する方針を決めた。3月6日からの適用を予定。ただし、当面は全額を公費負担とする。

ズバリ回答！ 人事・労務のお悩み

◎：正規・非正規の待遇差 どう比較すれば？

同一労働 同一賃金 3回シリーズ (その2)



【今月の相談内容】

前月号で、非正規労働者と正規労働者との待遇差について、給与手当等、福利厚生、教育訓練・安全管理の3項目について比較する必要があると指摘されていました。具体的にはどのようにすればよいでしょうか。

【回答】

【①給与手当】基本給(時給換算)、通勤手当、資格手当、精皆動手当、住宅手当、扶養手当、その他の手当、退職金、賞与等すべての手当等を個別的に確認し、正規労働者の職務内容とその職務内容の変更と配置変更の範囲等をふまえ、正規労働者との均等と均衡が確保されていること。職務内容とは役割を含めた業務内容と責任の程度。職務内容と配置の変更の範囲とは将来の見込みも含めた人事異動や、配置の変更を伴わない職務内容の変更を含む役割の変化の有無や限定性の程度をさします。

【②福利厚生】休暇、休憩・更衣室、健康診断の内容や賃金補償、慶弔休暇等をさします。 【③教育訓練・安全管理】制服の貸与、キャリア構築や業務の必要性等を踏まえた研修をうける機会、その他労働安全衛生関係をさします。 現状の人事労務の領域の中で、全てを洗い出す必要性があるため、それ相当の時間を要します。併せて、就業規則等の変更の必要性も出てきます。改善計画に沿って検討してください。※詳細は厚生労働省のホームページ「不合理な待遇差解消のための点検・検討マニュアル(業界別マニュアル)」などでご確認ください。(監事・特定社会保険労務士栗田淳二)

第1回 介護老人施設ケア研究大会 in 名古屋

第14回 全国研修大会

10月14日(水)・15日(木)

愛知県産業労働センター 「ウインクあいち」

最先端技術で 新しいケアに挑戦！！ 参加して現場を変えよう！



◎ 入会施設のご紹介 ◎

◆希望の森(特養)

支部名 茨城支部
法人名 社会福祉法人 愛和会
法人代表者 理事長 森誠
施設代表者 施設長 森光子
住所 〒306-0201
古河市上大野1889-1

◆清心苑(特養)

支部名 岐阜支部
法人名 社会福祉法人 清心会
法人代表者 理事長 清水洋一
施設代表者 施設長 清水洋一
住所 〒503-2223
大垣市矢道町1丁目303番地
電話 0584(93)0510

◆ローズガーデン甲子園(特養)

支部名 兵庫支部
法人名 社会福祉法人 豊中福祉会
法人代表者 理事長 八木秀富
施設代表者 施設長 辻村広志
住所 〒663-8179
西宮市甲子園九番町10の5
電話 0798(81)5037

◆セントポリア愛の郷(特養)

支部名 兵庫支部
法人名 社会福祉法人 緑峯会
法人代表者 理事長 北嶋勇志
施設代表者 施設長 北嶋勇志
住所 〒651-1421
西宮市山口町上山口

◆夢の里(地域密着)

支部名 長崎支部
法人名 社会福祉法人 桃天会
法人代表者 理事長 石川和仁
施設代表者 施設長 石川恵子
住所 〒859-2216
南島原市有家町龍石
電話 078(907)1165

◆かえで(地域密着)

支部名 大分支部
法人名 社会福祉法人 泰然会
法人代表者 理事長 山本寛泰
施設代表者 施設長 宮崎吉美
住所 〒871-0311
中津市本耶馬溪町跡田
電話 0979(52)2621

【会員施設数】

373施設 (令和2年3月1日現在)